様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 1月 7日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃおきなわけいそく  一般事業主の氏名又は名称 株式会社沖縄計測  （ふりがな）たましろ　ゆきと  （法人の場合）代表者の氏名 玉城　幸人  住所　〒904-2172  沖縄県 沖縄市 泡瀬１丁目３９番２６号  法人番号　8360001007273  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取組み | | 公表日 | ①　2025年11月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　弊社ホームページ＞DX推進の取組み  　https://www.o-keisoku.jp/dxhp20251119.pdf  　　DX推進の取組み＞経営理念（2ページ）/ビジョン（2ページ）/実現の方向性（2ページ） | | 記載内容抜粋 | ①　■経営理念：「素晴らしい地球と快適な環境づくり」  企業は社会の一機関であることを念頭に置き、社会に貢献できる企業として事業展開を図ります。また、社員満足度の高さが業務品質の向上、延いては顧客満足度の向上に繋がると考え、社員の働きやすい環境づくりを通じた改革に努めます。  ■ビジョン：「地中の見える化」の実現  あらゆる地域において、磁気探査にとどまらず、新たな機器や手法を積極的に導入し、地中に埋まっているものを可視化する事で「見える化」を実現、「安心」と「安全」を提供できる企業を目指します。  ■実現の方向性  持続可能な社会の形成に不可欠な環境事業であることに誇りを持ち、新たな技術開発への挑戦と技術の継続的な改善に取り組む姿勢を常に持ち続けます。「デジタル技術を活用した新しい働き方や価値の創造」を原動力として、DXを推進し、既存ビジネスの進化・革新を図ることで、顧客満足と社会貢献の実現を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　意思決定機関である取締役会にて承認された内容が公表媒体に記載されています |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取組み | | 公表日 | ①　2025年11月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　弊社ホームページ＞DX推進の取組み  　https://www.o-keisoku.jp/dxhp20251119.pdf  　DX推進の取組み＞DX推進戦略（3ページ） | | 記載内容抜粋 | ①　（1）デジタル技術による品質の向上  過去の施行実績データや検査結果などの品質データを活用・分析し、課題解決や、機器の性能向上につなげます。これにより、さらなる業務効率化、コスト削減、新たな機器の開発に役立て、埋設物の事前探査を促進することで「安心安全な街づくり」につながり社会の一機関としての役割を果たしていきます。  （2）海外展開への推進  　自社設備の実験場で得られた実験データを活用し、磁気探査技術のさらなる革新を図るとともに、現地環境に適したカスタマイズ機器を国内に導入することで、国内における不発弾探査の加速化に繋げます。  （3）人材の育成・確保  　業務の基礎的な知識だけではなく、デジタル技術に関わる知見を有す人材を創出するため、継続的に社内外の教育を実施します。社員のスキルUPで業務効率化と品質向上に繋げ、また、社員のエンゲージメントの向上により、事業展開を円滑に進めていきます。  （4）働きがいのある職場づくり  　ITツールを活用することで、社内の情報共有を高度化します。また、社員のコミュニケーションを活発にすることで業務の円滑化が期待でき、生産性向上、労働時間削減に繋がります。これにより、心身の健康維持といった好循環を生み出し、ライフワークバランスが整うことで持続的な企業成長につながります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　意思決定機関である取締役会にて承認された内容が公表媒体に記載されています |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進の取組み  　DX推進の取組み＞DX推進の環境整備　DX推進室の設置（10ページ） | | 記載内容抜粋 | ①　■DX推進体制  ・社長直轄のDX推進室を設置し、推進チームを結成。  DX推進事務局が中心となってDXを推進し、体制を強化します。  ・機器や技術開発の充実やデジタル活用計画の進捗状況を管理するとともに業務活用に向けた議論を行います。  ■人材育成・確保  ・3次元業務など、デジタル技術に係るスキルの活用や習得に向けた研修・勉強会を定期的に行います。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進の取組み  　DX推進の取組み＞DX推進の環境整備（9ページ） | | 記載内容抜粋 | ①　■業務管理システムやクラウドサービス、スマートフォンの活用  ・業務管理システムにおいては、業務内容や目的に合わせて、必要な機能やスペックを満たすツールを構築します。  ■ナレッジシステム・マニュアル等の整備  ・マニュアルの作成・更新・管理をデジタル化し、業務効率と品質を向上させる環境を整備します。  ・特定の担当者が持つノウハウを文書化・共有化し、業務の平準化とイノベーションの創出を目指します。  ■R＆Dセンター（屋外実験場）及び屋内実験場の活用  ・製品の品質と信頼性を高めるため、開発段階から試作品のテストを何度も繰り返すことができる実験場を整備します。  ・自社設備の実験場で得られたデータを効率的に集約・分析し、機器開発に活用します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取組み | | 公表日 | ①　2025年11月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　弊社ホームページ＞DX推進の取組み  　https://www.o-keisoku.jp/dxhp20251119.pdf  　DX推進の取組み＞DX戦略達成度を測る指標の設定（13ページ） | | 記載内容抜粋 | ①　■デジタル技術による品質の向上  ・成果品作成ソフトの開発  （アジャイル型磁気探査機器開発）　運用開始  ・J-sok機器販売（国内）販売目標台数達成：100％  ■海外展開への推進  ・クラウド連携を利用した現地での共同実験　海外仕様J-sokの完成  ・海外仕様のJ-sok商品化　販売開始  ・ドローン搭載型磁気探査機器の開発　試作機の完成  ■人材育成の強化・確保  ・3次元業務担当者の育成　陸上業務習得者1名、海上業務習得者1名  ・機器開発担当専任人材の確保1名  ■働きがいのある職場づくり  ・時間外労働の削減（上限15H/月）100％  ・有給休暇取得率アップ（対付与50％取得）100％ |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年11月17日 | | 発信方法 | ①　DX推進の取組み  　弊社ホームページ＞DX推進の取組み  　https://www.o-keisoku.jp/dxhp20251119.pdf  　弊社ホームページ＞DX推進の取組み＞経営者メッセージ（1ページ）  DX推進の取組み＞経営者メッセージ（1ページ） | | 発信内容 | ①　経済産業省が推奨するDX推進は、企業経営における戦略的な重要事項として定着しつつある一方で、超高齢化社会に伴う人手不足は、多くの企業にとって深刻な課題であり、従来の業務プロセスや人材活用の在り方を根本から見直す必要に迫られています。こうした中、DX推進は単なる業務効率化の手段にとどまらず、企業の持続可能性と競争優位性を確保するための不可欠な要素となっており、弊社においては、会計・勤怠のクラウド化及び現場管理から売上管理に至る業務管理システムを導入し、デジタルシフトによる業務の一元化を図り労働生産性の向上を実現しました。  　磁気探査事業における不発弾探査機器（以下：J-sok（機器名称））の開発において、これまでに培った技術力の高さを活かし、デジタル化やクラウド機能を導入した世界に類を見ないDX対応機器の完成に至りました。J-sokは、遠隔地業務におけるデータの送受信により人的負担の軽減やペーパーレス化等による経費削減となり、更に業務工程の一元管理による作業性の向上は、属人的な業務の標準化及び自動化を可能にし、限られた人材で付加価値の高い業務を遂行できる体制を構築しました。また、J-sokの販売を通してデジタル技術の波及効果に繋がり、また、自社のみならず顧客の抱える「働き方改革」の課題対策の一助となっています。  　人材育成では、NPO法人磁気探査DX推進機構（不発弾探査に関連する人材育成・技術開発・デジタル探査機器検定）の立ち上げに尽力し、その機構におけるDX推進講習会へ講師を派遣する等、社内外におけるDX人材の育成に力を入れています。  　今後は海外展開を視野に入れ、海外向け機器の開発・販売を推進し、さらなる事業拡大を目指します。この取り組みは、弊社技術の国際展開を促進する重要な機会であり、SDGs「Goal16：平和と公正をすべての人に」の達成にも貢献します。特に、東南アジア諸国での事業多角化は、弊社の中長期的成長基盤を形成する戦略的ステップと位置づけており、「DXなくして発展なし」との認識のもと、積極的に展開を進めて参ります。その海外展開で得た知見は、国内における磁気探査技術の革新となり不発弾処理の加速化にも繋がり、これらの活動をとおしてビジョンである「地中の見える化」の実現に向けて、国内外での技術展開を進めて行きます。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社沖縄計測　代表取締役　玉城幸人 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　2025年 11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 5月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。